

北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領

(目的)

- 第1 この要領は、北海道福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「要綱」という。）第2に基づき、北海道における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進組織（以下「推進組織」という。）の設置に関し必要な事項を定める。

(申請の要件)

- 第2 推進組織の申請の要件は、次のとおりとする。
- 1 法人格を有していること
 - 2 道内に事務所を有していること
 - 3 役職員に守秘義務を課していること
 - 4 推進組織の事業を確実に実施できること

(募集)

- 第3 道は、新たに推進組織を指定する場合、若しくは、推進組織の指定を取り消した場合は、期間を定め推進組織を募集するものとする。
推進組織として指定を希望する法人は、「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織指定申請書」（様式第1号）に次の書類を添付し、北海道知事に申請するものとする。
- 1 法人の登記簿謄本（2ヶ月以内に発行されたもの）
 - 2 法人の定款又は寄付行為（代表者の原本謄写証明をしたもの。）
 - 3 役員の名簿（代表者の原本謄写証明をしたもの。）
 - 4 次の事項を確認できる書類
 - (1) 道内に事務所を有していること
 - (2) 従業員数及び法人の組織機構
 - (3) 役職員に守秘義務を課していること
 - (4) 前年度の財務諸表及び過去3年間の事業の実施状況
 - 5 推進組織の担当部署の組織図及び事務分掌並びに事業の実施責任者及び担当者の名簿
 - 6 第三者評価機関認証委員会委員予定者の名簿、経歴書、就任予定承諾書
 - 7 第三者評価基準等委員会委員予定者の名簿、経歴書、就任予定承諾書

(指定)

- 第4 道は、第3により申請のあった法人について審査し、適当と認める一法人を推進組織として指定する。この場合、道は当該法人に対し「様式第2号」で指定するとともに公告する。

(名称)

第5 第4で指定された第三者評価事業の推進組織は、「北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構」と称するものとする。

(検査及び指定の取消し)

第6 道は、必要と認められるときは、推進組織に対し報告を求め、又は職員に業務及び財産の状況を検査させることができる。

検査の結果、次のいずれかに該当すると認められるときは、推進組織の指定を取消すことができる。この場合、道は当該法人に対し「様式第3号」で通知するとともに、公告する。

- 1 第2に掲げる推進組織申請要件のいずれか一つが欠けた場合
- 2 一定期間事業実績がない場合
- 3 第18に定める、道への事業報告を行わない場合
- 4 不正な行為が行われた場合

なお、不正な行為とは次の行為をいう。

- (1) 要綱第4に定める福祉サービス第三者評価機関（以下「第三者評価機関」という。）の認証及び評価調査者等の研修に関する料金とは別に金品を受取ること
- (2) 守秘義務に違反すること
- (3) 法令に違反すること
- (4) その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(業務)

第7 推進組織は、次の業務を行うものとする。

- 1 第三者評価機関の認証に関すること
- 2 要綱第5に定める福祉サービス第三者評価基準（以下「第三者評価基準」という。）及び第三者評価の手法に関すること
- 3 要綱第6に定める福祉サービス第三者評価結果（以下「第三者評価結果」という。）の取扱いに関すること
- 4 要綱第7に定める評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- 5 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- 6 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- 7 その他第三者評価事業の推進に関すること

(組織)

第8 推進組織には、第7の業務を実施するに当たり、次に掲げる委員会を設置するものとする。

なお、推進組織の判断の下、これら委員会のほか、必要な委員会を設置することができる。

1 第三者評価機関認証委員会

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること
- (2) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- (3) その他第三者評価事業の推進に関すること

2 第三者評価基準等委員会

- (1) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- (2) 第三者評価結果の取り扱いに関すること
- (3) 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- (4) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること

(第三者評価機関認証委員会)

第9 第三者評価機関認証委員会の構成等は、次のとおりとする。

- 1 委員の数は6名以上とする。
- 2 委員は、行政担当者及び第11に規定する第三者評価基準等委員会委員で構成する。

なお、行政の担当者は北海道及び地方自治法第252条の19及び同条22に定める市の職員からそれぞれ1名以上選任するものとし、委員総数の半数を超えないものとする。

(第三者評価基準等委員会)

第10 第三者評価基準等委員会の構成等は、専門性を確保する観点から、次のとおりとする。

- 1 委員の数は6名以上とする。
- 2 委員には、社会福祉評価基準及び手法に関する専門の者及び評価調査員養成の専門の者を含むものとする。

(第三者評価機関の認証)

第11 第三者評価機関の認証要件等は次のとおりとする

1 第三者評価機関の認証要件

推進組織は、要綱別表1「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づき、第三者評価機関の認証要件を策定するものとする。

ただし、北海道の状況等を勘案し、必要な場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」を満たした上で、所要の修正を行うことができるものとする。

2 第三者評価機関の認証

推進組織は、第三者評価機関の申請を受け、推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき、認証を行うものとする。

(第三者評価基準及び第三者評価の手法)

第12 福祉サービスに対する第三者評価（以下「第三者評価」という。）に必要な第三者評価基準及び第三者評価の手法は、次のとおりとする。

1 第三者評価基準

推進組織は、要綱別表2「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき、第三者評価基準を策定するものとする。

ただし、北海道の状況等を勘案して必要な場合には、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を満たした上で、所要の修正を行うことができるものとする。

2 第三者評価の手法

(1) 第三者評価の方法

第三者評価の方法は、書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

(2) 第三者評価を行う事業所に関する留意事項

評価調査者は、自らが関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。

(3) 利用者の意向の把握

第三者評価と併せて利用者の意向の把握に努めるものとする。

(4) 第三者評価結果のとりまとめ方法

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

(第三者評価結果の取扱い)

第13 第三者評価結果の取扱い等は次のとおりとする。

1 第三者評価機関における取扱い

第三者評価機関は、事業所の同意を得て要綱別表3「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表するものとする。その際、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で、所要の修正を行うことができるものとする。

また、第三者評価機関は、推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告するものとする。

なお、第三者評価機関は、推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告することにより、上記に掲げる公表に替えることができるものとする。

2 推進組織における取扱い

推進組織は、第三者評価機関から第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、当該第三者評価結果を公表するものとする。

ただし、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で、所要の修正を行うことができるものとする。

なお、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しないものとする。

3 公表の方法

推進組織が第三者評価の結果を公表する場合は、独立行政法人福祉医療機構が有する福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）に福祉サービス第三者評価情報システムを活用するものとする。

（評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修）

第14 推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行うものとする。

なお、カリキュラムについては要綱別紙4「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」に基づくものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

（第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発）

第15 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発の取扱いは次のとおりとする。

1 情報公開

推進組織は、次の事項についての情報公開を行うものとする。

（1）推進組織に関する事項

- ア 名称
- イ 代表者名
- ウ 所在地
- エ 業務内容に関する規定
- オ 倫理規定
- カ 認証料及び評価調査者等の研修に関する料金等
- キ 事業の実績

（2）第三者評価機関に関する事項

- ア 名称
- イ 代表者名
- ウ 所在地
- エ 評価対象サービス
- オ 評価料金表

2 普及・啓発

推進組織は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

（第三者評価事業に関する苦情等への対応）

第16 推進組織は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

（会計）

第17 推進組織の会計は、推進組織に指定された法人の会計から区分し、特別の会計

として経理するものとする。

(その他第三者評価事業の推進に関すること)

第18 その他第三者評価事業の推進に関しては、次のとおりとする。

1 第三者評価機関との情報交換等

推進組織は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

2 事業の実施状況等の報告

推進組織は、毎事業年度終了後速やかに北海道及び全国社会福祉協議会に対し、別途定める様式等により、事業の実施状況等を報告するものとする。

(様式第1号)

北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織指定申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

法人名

代表者

Ⓜ

当法人は「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織」としての指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請にあたっては「北海道福祉サービス第三者評価事業実施要綱」（平成17年4月 日決定）及び「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領」（平成17年4月 日決定）を遵守しすることを誓約します。

記

- 1 法人の登記簿謄本（2ヶ月以内に発行されたもの）
- 2 法人の定款又は寄付行為（代表者の原本謄写証明をしたもの。）
- 3 役員の名簿（代表者の原本謄写証明をしたもの。）
- 4 次の事項を確認できる書類
 - (1) 道内に事務所を有していること
 - (2) 従業員数及び法人の組織構成
 - (3) 役職員に守秘義務を課していること
 - (4) 前年度の財務諸表及び過去3年間の事業の実施状況
- 5 推進組織の担当部署の組織図及び事務分掌並びに事業の実施責任者及び担当者の名簿
- 6 第三者評価機関認証委員会委員予定者の名簿、経歴書、就任予定承諾書
- 7 第三者評価基準等委員会委員予定者の名簿、経歴書、就任予定承諾書

(様式第2号)

地福第 号指令

住所 北海道 市 丁目 番地
法人名 ○○法人 ○○

平成 年 月 日付けで申請のあった北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織の指定は、「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領」（平成17年4月 日付け地福第○○号北海道保健福祉部長決定）第5の規定により指定します。ただし、次の条件を守らなければなりません。

平成 年 月 日

北海道知事 ○○ ○○

1 「北海道福祉サービス第三者評価事業実施要綱」（平成17年4月 日決定）及び「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領」（平成17年4月 日決定）を遵守すること。

(保健福祉部地域福祉課法人運営グループ)

(様式第3号)

地福第 号達

住所 北海道 市 丁目 番地
法人名 ○○法人 ○○

平成 年 月 日付け地福第 号指令で指定した「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織」について「北海道福祉サービス第三者評価事業推進組織設置要領（平成17年4月 日付け地福第○○号北海道保健福祉部長決定）第6により取り消します。

平成 年 月 日

北海道知事 ○ ○ ○ ○

教 示

この処分について、不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に異議申し立てをすることができます。

(保健福祉部地域福祉課法人運営グループ)